

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新			旧		
	国自総第	446号		国自総第	446号
	国自旅第	161号		国自旅第	161号
	国自整第	149号		国自整第	149号
	平成14年	1月30日		平成14年	1月30日
一部改正	国自総第	120号	一部改正	国自総第	120号
	国自旅第	46号		国自旅第	46号
	国自整第	47号		国自整第	47号
	平成14年	6月28日		平成14年	6月28日
一部改正	国自総第	286号	一部改正	国自総第	286号
	国自旅第	132号		国自旅第	132号
	国自整第	114号		国自整第	114号
	平成14年	10月1日		平成14年	10月1日
一部改正	国自総第	540号	一部改正	国自総第	540号
	国自旅第	243号		国自旅第	243号
	国自整第	226号		国自整第	226号
	平成15年	3月31日		平成15年	3月31日
一部改正	国自総第	553号	一部改正	国自総第	553号
	国自旅第	263号		国自旅第	263号
	国自整第	186号		国自整第	186号
	平成16年	3月29日		平成16年	3月29日
一部改正	国自総第	392号	一部改正	国自総第	392号
	国自旅第	185号		国自旅第	185号
	国自整第	83号		国自整第	83号
	平成17年	12月5日		平成17年	12月5日
一部改正	国自総第	329号	一部改正	国自総第	329号
	国自旅第	187号		国自旅第	187号
	国自整第	95号		国自整第	95号
	平成18年	9月29日		平成18年	9月29日
一部改正	国自総第	587号	一部改正	国自総第	587号
	国自旅第	328号		国自旅第	328号
	国自整第	179号		国自整第	179号
	平成19年	3月30日		平成19年	3月30日
一部改正	国自安第	29号	一部改正	国自安第	29号
	国自旅第	82号		国自旅第	82号
	国自整第	42号		国自整第	42号

平成20年 6月11日
一部改正 国自安第 54号
国自旅第 120号
国自整第 47号
平成20年 9月28日
一部改正 国自安第 117号
国自旅第 194号
国自整第 91号
平成21年11月20日
一部改正 国自安第 6号
国自旅第 8号
国自整第 6号
平成22年 4月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局旅客課長
自動車交通局技術安全部整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去累次の通達で周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、これらの諸点に留意し、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

平成20年 6月11日
一部改正 国自安第 54号
国自旅第 120号
国自整第 47号
平成20年 9月28日
一部改正 国自安第 117号
国自旅第 194号
国自整第 91号
平成21年11月20日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局旅客課長
自動車交通局技術安全部整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去累次の通達で周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、これらの諸点に留意し、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

第2条の2 ～ 第20条 (略)

第21条 過労防止等

(1) ～ (3) (略)

(4) 酒気を帯びた状態にある乗務員の乗務禁止 (第4項)

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。

(5) 健康状態の把握及び疾病・疲労等のある乗務員の乗務禁止 (第5項)

① ～ ② (略)

(6) 交替運転者の配置 (第6項)

① ～ ② (略)

第22条 (略)

第24条 点呼等

(1) (略)

① ～ ③ (略)

④ 「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。

(2) アルコールを検知する機器(以下「アルコール検知器」という。)の使用等 (第3項)

① アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含むものとする。

② アルコール検知器は、当面、性能上の要件を問わないものとする。

③ 「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き(携帯型アルコール検知器等)、又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。

④ 「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。

このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

イ 毎日(アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前、口において同じ。)確認すべき事項

記

第2条の2 ～ 第20条 (略)

第21条 過労防止等

(1) ～ (3) (略)

(4) 健康状態の把握及び疾病・疲労・飲酒等のある乗務員の乗務禁止 (第4項)

① ～ ② (略)

(5) 交替運転者の配置 (第5項)

① ～ ② (略)

第22条 (略)

第24条 点呼等

(1) (略)

① ～ ③ (略)

(イ) アルコール検知器の電源が確実に入ること。

(ロ) アルコール検知器に損傷がないこと。

ロ 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項

(イ) 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。

(ロ) 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

⑤ 「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等を受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。

⑥ 「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている場合等、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

(3) 乗務前及び乗務後の点呼等の記録等（第4項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

① 乗務前点呼

イ. 点呼執行者名

ロ. 運転者名

ハ. 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ. 点呼日時

ホ. 点呼方法

(イ) アルコール検知器の使用の有無

(ロ) 対面でない場合は具体的方法

ヘ. 酒気帯びの有無

ト. 運転者の疾病、疲労等の状況

チ. 日常点検の状況

リ. 指示事項

ヌ. その他必要な事項

② 乗務後点呼

イ. 点呼執行者名

(2) 乗務前及び乗務後の点呼等の記録等（第3項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

① 乗務前点呼

イ. 点呼執行者名

ロ. 運転者名

ハ. 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ. 点呼日時

ホ. 点呼方法 (対面でない場合は具体的方法)

ヘ. 運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況

ト. 日常点検の状況

チ. 指示事項

リ. その他必要な事項

② 乗務後点呼

イ. 点呼執行者名

- ロ. 運転者名
- ハ. 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ニ. 点呼日時
- ホ. 点呼方法
 - (イ) アルコール検知器の使用の有無
 - (ロ) 対面でない場合は具体的方法
- ヘ. 自動車、道路及び運行の状況
- ト. 酒気帯びの有無
- チ. 交替運転者に対する通告
- リ. その他必要な事項

第25条 ～ 47条の8 (略)

第47条の9 運行管理者等の選任

- (1) (略)
- (2) 本条第1項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。
なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第3項に規定する補助者を兼務することはできない。
 - ① ～ ⑤ (略)
- (3) ～ (4) (略)
- (5) 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。
ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。
- (6) 補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。
ただし、第24条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができるものとする。
- (7) 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。
 - イ. 運転者が酒気を帯びている
 - ロ. 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない
 - ハ. 無免許運転
 - ニ. 最高速度違反行為
- (8) 本条第5項は、事業者が法第78条第3号の許可を受けた自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合に、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数に当該自家用自動車の数を加えて得た数に応じて、上記に示す数以上の運行管理者を選任しなければならないことを定めるものである。

- ロ. 運転者名
- ハ. 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ニ. 点呼日時
- ホ. 点呼方法 (対面でない場合は具体的方法)
- ヘ. 自動車、道路及び運行の状況
- ト. 交替運転者に対する通告
- チ. その他必要な事項

第25条 ～ 47条の8 (略)

第47条の9 運行管理者等の選任

- (1) (略)
- (2) 本条第1項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。
なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者を兼務することはできない。
 - ① ～ ⑤ (略)
- (3) ～ (4) (略)
- (5) 補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。
ただし、第24条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができるものとする。
- (6) 本条第5項は、事業者が法第78条第3号の許可を受けた自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合に、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数に当該自家用自動車の数を加えて得た数に応じて、上記に示す数以上の運行管理者を選任しなければならないことを定めるものである。

第48条 (略)

第48条の2 運行管理規程

補助者を選任する場合には、補助者の選任方法及び職務並びに遵守事項等について明記しておくこと。

第48条の4 (略)

第48条の5 運行管理者の資格要件

(1) ~ (2) (略)

(3) 第1項第1号の「講習」のうち少なくとも1回は基礎講習を受講すること。

(4) 第1項第1号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

第48条の6 (略)

第48条の7 資格者証の訂正

資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

また、訂正申請書の保存期間は3年間とする。

第48条の8 ~ 第68条 (略)

附 則 (平成21年9月28日付け国自安第54号、国自旅第120号、国自整第47号)

改正後の通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月20日付け国自安第117号、国自旅第194号、国自整第91号)

改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月28日付け国自安第6号、国自旅第8号、国自整第6号)

改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。ただし、第24条に(2)を加える改正規定、同条(3)①ホ、及び②の改正規定並びに第48条の2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

別添 (略)

第48条 (略)

第48条の2 運行管理規程

補助者を選任する場合には、補助者の職務及び選任方法等について明記しておくよう指導すること。

第48条の4 (略)

第48条の5 運行管理者の資格要件

(1) ~ (2) (略)

(3) 第1項第1号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

第48条の6 (略)

第48条の7 資格者証の訂正

資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

第48条の8 ~ 第68条 (略)

附 則 (平成21年9月28日付け国自安第54号、国自旅第120号、国自整第47号)

改正後の通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月20日付け国自安第117号、国自旅第194号、国自整第91号)

改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する

別添 (略)